

高等学校における 特別支援教育



「清流の国ぎふ」
マスコットキャラクター ミナモ

発達障がいのある生徒支援のために

「発達障がい」は、脳機能を原因とする障がいと言われ、高等学校に在籍するこの障がいのある生徒は、学習や対人関係、日常生活がうまくいかず、生徒本人が困っている状況が生まれています。周りの教員や生徒からは、この障がいの状態が分かりにくいこともあり、生徒本人は苦しみ、不適應につながる場合も少なくありません。

しかし、生徒本人、周りの教員や保護者等が、この障がいの状態を理解するとともに、適切な対応や支援を受ければ、高等学校での充実した生活、さらには卒業後の将来においても、希望の実現が可能になると考えます。

このリーフレットには、具体的な支援方法を示していますので、発達障がいのある生徒の支援のために、ぜひご活用願います。

I

つまずきの背景に発達障がいがあるかもしれません

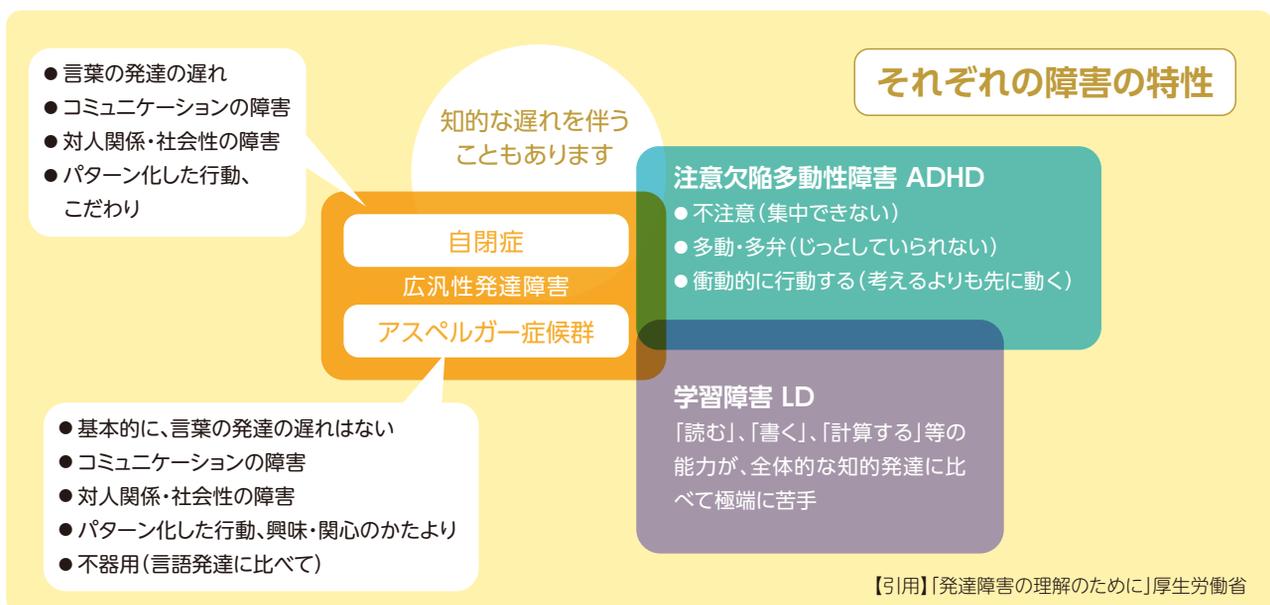
- ★ 特定の教科について極端に理解できない
- ★ 先生の話聞きながらノートに書写できない
- ★ 字面は読めるが意味・内容が理解できない
- ★ 忘れ物や課題を提出できないことが極端に多い
- ★ 一度に複数の指示が理解できず、指示通りに行動できない
- ★ 集中力に欠け、授業中に落ち着いて座ってられない
- ★ 自由度が高い活動や急な予定変更に対応できない
- ★ 突然大声を出したり、教室を抜け出したりする
- ★ 相手の気持ちを思いやれず、思慮のない言動を取ってしまう
- ★ 人間関係を築くのが苦手なトラブルが起こりやすい

学習面や行動面、対人関係においてこのような生徒のつまずきが確認されています。こうしたつまずきの背景には、もしかすると発達障がいがあるかもしれません。

II

発達障がいとは？

発達障がいとは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。



こうした生徒に対して高校での学習を保障し、社会自立につなげていくためには、教職員が正しく発達障がいの特性を理解するとともに、生徒のつまずきの原因に気づき、適切な支援・指導を行うことが必要です。

III

学校における生徒支援の流れ

1 実態把握

「個別の教育支援計画」の引継ぎと情報収集

中学校まで行われていた支援を、高校入学後につなぐためには、中高連携が重要になります。まずは、本人・保護者の同意のもとでの「個別の教育支援計画」の引継ぎによる情報共有が求められます。

一方、入学後に支援の必要性が明らかになる場合もあり、早い段階での対応が求められることがあります。保護者や本人からの情報、担任や教科担任等の気づき等を校内で共有し、「個別の教育支援計画」の作成と具体的支援につなげることが大切です。



高校入学後に、保護者や本人から直接聞き取りをすることはとても有効です。HPに保護者用、本人用の2種類のアンケート様式例「高校生活支援シート」を掲載していますので、各学校でより有効に活用できるようにアレンジしてください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien/17783/sienseet.html>

保護者や本人から、困り感を情報収集し、「個別の教育支援計画」の作成につなげます。

高校生活支援シート I

様式1 (保護者記入用)
○○高等学校

※該当するものに

1 お子さんの得意な

2 高校生活で不安は

- 学習 進路
 通学 遅刻
 その他 (

4 学校生活面(生活・行動、対人面等)で不安なことがありますか。

はい 特にない ※差しつかえがなければ、具体的にその内容や支援についてご記入ください。

5 学習面で不安なことがありますか。

はい 特にない ※差しつかえがなければ、具体的にその内容や支援についてご記入ください。

6 障がい等で支援を希望することがあります。

はい 特にない 個別の教育支援計画を持っている
※差しつかえがなければ、具体的に必要な支援の内容をご記入ください。

7 お子様のことを相談ができる家族以外の相談者や相談機関をお持ちですか。

はい 特にない

ご協力ありがとうございました。

2 「個別の教育支援計画」の作成と活用

情報の共有と組織的な支援

本人・保護者との合意形成を図った上で、**校内委員会**(※)を開催して、得られた情報をもとに「個別の教育支援計画」を作成します。「個別の教育支援計画」を作成・活用すると、生徒の実態や支援の手立てを共有でき、教職員が組織的に支援にかかわることができます。また、進学先や就労先に必要な支援をつなげることも可能となります。HPに「個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎのための手引」を掲載していますので、参照してください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/gakko-kyoiku/tokubetsu-shien/index.data/tebiki.pdf>

個別の教育支援計画・個別の指導計画【高等学校用様式例】

※この様式例の形式にこだわらず、各学校や生徒の実情に応じて、項目を増減する等して自由に変更してください。

ふりがな 生徒氏名	性別	出身中学校	
生年月日	年 月 日	保護者名	
住所 連絡先	〒 (電話番号)		
学年・組	1年	組	担任名 生徒の状況 (障がいの状況や手帳の有無、診断名等)
	2年	組	
	3年	組	
	4年	組	

◆実態把握

中学校からの引継ぎや保護者・本人からの情報、担任・教科担任等の気付き等を整理し、必要な情報を記入します。

◆状況

得られた情報を整理して、学習面、行動・対人面、生活面等の観点の中で、必要な観点について特記事項を記入します。

ポイントとなる内容は次の3点です。

- ① 本人の強み
- ② 配慮すべき苦しさ
- ③ 安全上の配慮事項

また、これまでの支援の中で、次の2点があれば記入します。

- ① 上手くいった状況とその手立て
- ② 不安定になった時に切り替えるための対応

◆目標

生徒ができることをベースに、どのような状況であれば安定し自分の力を発揮できるのかを考えます。

◆具体的な支援内容

「いつ、だれが、どのような場面で、どのような」支援を行うのかを具体的に記入します。

◆評価

今後の指導に生かすために、上手くいった状況とその手立てを中心に評価し、次年度に引継ぎます。

個別の指導計画

目標と具体的な支援内容	評価
【目標】 【支援内容】	
【目標】 【支援内容】	

★ 専門家による指導・助言

具体的な支援内容については、必要に応じて臨床心理士や特別支援学校コーディネーター等の専門家による指導・助言を受けます。特別支援教育課の事業「高等学校発達障がい専門家派遣事業」を活用してください。

(※) 校内委員会

支援が必要な生徒の実態把握を行い、支援の内容と方法を具体化する場として、校内委員会があります。管理職の統括のもと、特別支援教育コーディネーターが中心となって校内委員会を計画的に実施します。校内の特別支援教育推進にあたっては、学級担任や特別支援教育コーディネーター任せとせず、組織として行うことが大切です。

校内委員会

- ★ 支援が必要な生徒にかかわる教職員で組織します。
- ★ 支援が必要な生徒の実態把握を行い、支援の内容と方法を具体化するとともに検証・見直しを行います。

特別支援教育コーディネーターの主な役割

- ① 校内関係者や関係機関との連絡調整
- ② 保護者の相談窓口
- ③ 担任への支援
- ④ 巡回相談や専門家チームとの連携
- ⑤ 校内委員会の推進役



参考

特別支援教育課HP「特支コーディネーター必見！ 特別支援教育推進のための実践ガイド」
※コーディネーターの業務を年間の流れに沿って詳しく説明しています。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien/17783/sencoguide.html>

IV

すべての生徒にとって分かりやすい授業づくり

1 教育課程や指導形態等の工夫

高等学校学習指導要領には、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ学校設定教科、学校設定科目を設定したり、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など個に応じた指導の充実を図ることが示されています。発達障がい等のある生徒の支援において、例えば、次のような実践が行われています。

【ソーシャルスキル・トレーニング】

社会生活上の基本的な技能を身に付けるためのトレーニングを通して対人関係を学び、社会的自立につなげます。

【学び直し】

義務教育段階で身に付けるべき学習内容など基礎学力の確実な定着を図ります。

【少人数・習熟度別学習】

生徒の実態に応じて、個別的な指導の場を設定するなど効果的で柔軟な指導形態の工夫を考えていくことが大切です。

2 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり

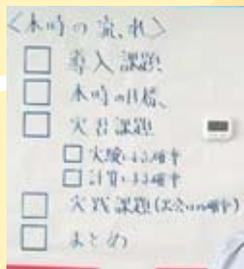
学校生活では学習の時間が大半を占めます。そのため「分かる」授業を組み立てることが大切です。生徒は「分かる」「できる」経験を積むことで、自己肯定感を高め、意欲的に授業に臨めます。



① 刺激の統制

- ★ 黒板周辺の整理 (掲示物・棚など)
- ★ 教室美化
- ★ 具体的かつ端的な指示

集中できる
環境づくり



③ 教材の工夫

- ★ プリント作成
- ★ 生徒の実態に応じた個別の手立ての準備

伝え合い、
確認し合う
場の設定

② 多様な学びの場の設定

- ★ ペア学習や班学習を取り入れる
- ★ 発表の工夫 (ICT機器など)
- ★ 多様な評価手段の工夫
- ★ ICT機器の活用



授業の
ユニバーサル
デザイン

① 安心できる 学びの場の設定

- ★ ルールやマナーの明示
- ★ 自信が持てる言葉かけ
- ★ 学級全体で互いを認める雰囲気

生徒の学ぶ意欲が
変わります

反復と
系統性



① 板書の工夫

- ★ 色チョークの使い分け
- ★ レイアウト
- ★ 板書量・板書スピードの考慮
- ★ 文字の大きさ、ふりがな

② 聴覚情報の可視化

- ★ 指示・説明を文章や絵で提示

情報の
分かりやすい
伝達

③ 視覚情報の 言語化

- ★ 文字情報の読み上げ
- ★ 言葉による図や絵の説明

④ 教材の工夫

- ★ 視覚教材の活用
- ★ ICT機器の活用
- ★ 板書と連動したワークシートの活用



3 授業実践の振り返り

障がいのある生徒にとって分かりやすい授業は、すべての生徒にとって分かりやすい授業につながります。特定の教科・科目だけでなく、学校全体で授業改善に取り組むとともに実践の振り返りを行うことが大切です。

授業の自己チェック票

(教職員用)

授業改善について

以下は、わかりやすい授業の基本としておさえておきたい項目です。自己チェックとともに授業参観者によるチェックを行い、授業改善のための参考とします。

(3:できている 2:少しはできている 1:あまりできていない)

		3:できている	2:少しはできている	1:あまりできていない
目 標・ね ら い	1. 個々の児童生徒の特性に応じた学習の目標やねらいを示している。 2. 児童生徒に目標やねらいをわかりやすく示している。 3. 測定や観察が可能な具体的な目標やねらいを示している。			
授 業 の 構 成	4. 導入・展開・まとめの流れをきちんとつくっている。 5. 学習に変化を持たせ児童生徒たちが集中しやすい工夫をしている。 6. 児童生徒に学習の見通しを持たせている。			
学 習 の ル ー ル	7. 授業の始まりと終わりをきちんと意識付けている。 8. 話の聞き方、発言の仕方についてのルールが決められている。 9. 話し合いの仕方を指導している。			
指 示 の 出 し 方	10. 適切な声量で、間をとり、ゆっくり話している。 11. 簡潔でわかりやすい言葉遣いで指示している。 12. 児童生徒の反応を見ながら話している。			
教 材 ・ 教 具	13. 教材研究を十分にしている。 14. 視聴覚機器や視覚的な教材・教具を積極的に活用している。 15. 児童生徒の実態に合わせて教材・教具を工夫している。			
板 書 の 工 夫	16. 板書の文字の大きさ、文字量を配慮している。 17. 授業の流れがわかる板書をしている。 18. ノートをとる箇所を明確に示している。			
ノ ー ト 指 導	19. 何をどのように書くか具体的に指示している。 20. 書くタイミングを示し時間を十分に確保している。 21. ノートのとり方について指導している。(○を付ける、赤ペンを入れる等)			
児 童 生 徒 へ の 評 価	22. 授業中、積極的に児童生徒の良いところを見つけてほめている。 23. 机間支援を行い、一人一人に丁寧に助言したり認めたりしている。 24. 児童生徒にわかりやすい具体的な評価をしている。			
授 業 評 価	25. 授業を振り返る時間を設け、学習内容の確実な定着を図っている。 26. 目標やねらいに対する児童生徒の理解度や達成度を具体的に把握している。 27. 授業に対する評価を行い、指導の改善に生かしている。			
学 習 形 態	28. 一斉学習だけでなくペア・グループ等学習形態をいろいろと工夫している。 29. 習熟度や学習のねらいなど、目的を明確にして学習形態を変えている。 30. 複数の教師で指導を行う場合は、教師間の連携を十分にとっている。			
課 題、テ ス ト 等 へ の 配 慮	31. 時間を十分に確保している。 32. 解答等をしやすい工夫をしている。(文字の大きさ、解答欄のわかりやすさ等) 33. 習熟度別に課題の量を調整している。			
学 習 環 境	34. 掲示物を見やすく整理している。 35. 学級目標や日課表、当番表など児童生徒に必要な情報を掲示している。 36. 掃除用具やロッカーなどの整理の仕方をわかりやすく示している。			
教 師 の 姿 勢	37. 児童生徒の話にじっくり耳を傾け、話しやすい雰囲気をつくっている。 38. 教師が児童生徒への接し方等、適切な見本(モデル)を示している。 39. 信頼関係が築けるよう児童生徒と誠実に向き合うようにしている。			

【参考】「小・中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究」
(国立特別支援教育総合研究所 平成22年3月：一部改編)

V

生徒への指導や支援を充実させるために

教育的支援を効果的に行うためには、保護者はもとより、生徒にかかわる関係機関等と連携・協力することが大切です。また、生徒理解や具体的な支援に当たって、特別支援学校や専門家などから助言・援助を受けることにより、各学校の取組がより充実します。

<p>特別支援学校</p> <p>連絡先: 最寄りの特別支援学校へ連絡してください。</p>	<p>特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的な機能の一つとして、小・中学校や高等学校等からの要請を受けて、生徒の学習指導の進め方や「個別的教育支援計画」の作成などについて助言・援助を行い、学校を支援する取組を進めています。</p>
<p>高等学校発達障がい専門家派遣事業</p> <p>連絡先: 岐阜県教育委員会 特別支援教育課 TEL 058-272-1111(内3555) FAX 058-278-2823</p>	<p>発達障がいのある生徒について、学校だけでは対応が困難な問題が発生したときに、学校の要請を受けて専門家を派遣します。専門的な知識や技能を活用し、発達障がいのある生徒の指導・支援等への助言を行ったり、研修会講師として発達障がいの理解・啓発を支援したりします。</p>
<p>スクールカウンセラー等活用事業</p> <p>連絡先: 岐阜県総合教育センター 学校安全課 TEL 058-271-3328 FAX 058-271-3514</p>	<p>各高等学校・特別支援学校に臨床心理士を配置し、教育相談体制の充実を図っています。発達障がいのある生徒への指導・支援等にかかわる相談も行うことができ、生徒、保護者へのカウンセリングも実施しています。継続的支援を行う上では、スクールカウンセラーを効果的に活用することが大切です。</p>
<p>岐阜県適応指導教室「G-プレイス」</p> <p>連絡先: 岐阜県総合教育センター 学校安全課 TEL 058-271-3328 FAX 058-271-3514</p>	<p>岐阜県内の高等学校段階での不登校や引きこもりの状態にある方や、その家族への相談を受け付けています。個々に応じて学習、体験活動、進路相談、訪問相談、臨床心理士によるカウンセリングなどを行っています。発達障がいや不登校や引きこもりの背景にある場合は、有効活用ができる相談機関です。</p>

VI

高等学校卒業後の自立に向けた支援

<p>大学入試センター試験受験上の配慮の利用</p> <p>* 申請を行い大学入試センターの審査を受けます。</p>	<p>申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受験上の配慮申請書 ● 医師による診断書 ● 学校長による状況報告書 (高等学校で行った具体的配慮の内容の記載が必要) <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 試験時間の延長(1.3倍)、チェック解答、拡大文字問題冊子の配付、注意事項等の文書による伝達、別室の設定、試験室入口までの付添者の同伴等
<p>合格後(入学前)にできること</p>	<p>生徒が進学先での学生生活を円滑に始められるように、高等学校での支援の内容を引継ぐことが必要です。例えば、本人・保護者の同意を得て、進学先の相談窓口(障害学生支援室等)へ「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を基に本人の特性や必要な支援を説明し、入学後の支援につなげることなどが考えられます。</p>
<p>スムーズな職場適応のための就労支援制度の活用</p> <p>連絡先: ハローワーク、障害者職業センター等</p>	<p>就労先への人的支援「ジョブコーチ支援制度」、一定期間の試行雇用を経て正規雇用に移行できる「障害者トライアル雇用奨励金制度」、卒業後も就労先が見つからない人への「就労移行支援事業」など、様々な就労支援サービスが用意されています。</p>

引用・参考

- 「発達障害の理解のために」厚生労働省 [平成20年1月]
- 「高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究 -授業を中心とした指導・支援の在り方-」国立特別支援教育総合研究所 [平成26年3月]
- 「小・中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究」国立特別支援教育総合研究所 [平成22年3月]

問い合わせ先

岐阜県教育委員会 特別支援教育課

〒500-8570 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号 TEL 058-278-1111(代) FAX 058-278-2823

岐阜県特別支援教育NET

検索



環境に配慮した植物油インキと再生紙を使用しています